

生駒市条例第36号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（議員報酬に関する特例措置）

- 5 議員報酬月額は、当分の間、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の0.3を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。